

2026年6月23日

文部科学大臣  
松本 洋平 様

日本教職員組合  
中央執行委員長 梶原 貴

### 2027年度 教育予算拡充に関する要請書

日頃より、教育の発展にご尽力されていることに対し敬意を表します。

学校現場では、子どもの不登校、自死、いじめ認知件数、児童虐待は増加傾向にあり、教職員の長時間労働や未配置等によって子どもの学びが脅かされています。さらに、物価高騰により光熱費、給食食材費、教材費等の経費値上がりの影響が慢性化している現状があります。

給特法等改正により、4月からすべての自治体で業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表のもと、学校の働き方改革がすすめられています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。また、いわゆる教育無償化（高校授業料・給食費、奨学給付金）を継続的に実施するためには、教育予算を十分に確保、増額する必要があります。

国連の「教職に関するハイレベルパネル勧告」（2023年）では、「公教育への資金はGDPの少なくとも6%、政府支出総額の20%が保障されるべき」とされています。一方、OECD「図表でみる教育」2025年版では、日本の教育予算の国内総生産（GDP）比は3.9%で、OECD平均（4.7%）よりも低いことが報告されています。

すべての子どもの学びを保障し、時代に対応する教育環境整備には、国による十分な予算確保が必要です。つきましては、2027年度教育予算において、下記事項の実現にむけ要請いたします。

#### 記

1. 教育予算について、国際的に求められる対GDP比6%以上、政府支出総額の20%以上の予算を確保すること。
2. 全国的教育水準の確保に不可欠な義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1への復元を行うこと。
3. 学校における働き方改革を確実にすすめるため給特法等附則第3条及び第4条について速やかに実施すること。
  - (1) 教職員定数改善やスタッフ職の拡充などを確実に実現すること。小学校では20時間、中学校では18時間、高等学校では16時間など持ち授業時数の上限を設定するとともに、それともなう教員定数改善を行うこと。当面、小学校での教科担任制のための教員を大幅に増員すること。
  - (2) 「学校と教師の業務の3分類」の、特に「学校以外が担うべき業務」について、教育委員会や地域への移行、外部委託などを促進すること。また、そのために必要な予算等の措置を講ずること。

- (3) 部活動の地域移行について、国の責任において十分な財政支援を継続的に行うこと。
  - (4) 改正労働施策総合推進法施行を見据え、外部からの不当な要求等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備をすすめること。また、スクールロイヤーの配置拡充を行うこと。
  - (5) 校務 DX に必要な設備、機器の整備に必要な財源を措置すること。
  - (6) 教職員のメンタルヘルス対策や労働安全衛生管理体制の整備にむけた措置を確実に行うこと。
  - (7) 処遇改善に必要な予算を確保すること。
4. 子どもたちのゆたかな学びの実現にむけ教職員定数改善計画を策定し、教職員定数改善を行うほか、持続可能な学校教育の実現にむけた措置を講じること。
- (1) 養護教員のさらなる配置基準の引下げを行うこと。また、学校栄養教職員の配置基準の見直しを行うこと。当面、加配教職員の増員を行うこと。
  - (2) 事務職員については、共同学校事務室に係る事務職員定数の基礎定数化の拡充や加配の増員を行うこと。職務・職責に応じた小中学校への省令「事務長」加配の新設や複数配置基準の引下げ等を行うとともに、高等学校においては、「事務長」の基礎定数化をはじめとする基礎定数の改善を行うこと。
  - (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、教員業務支援員、部活動指導員、情報通信技術支援員、学校司書、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員、スクールロイヤーなどの配置拡充・処遇改善を行うこと。
  - (4) 中学校の 35 人学級については、加配教員の付け替えを行うことなく、教員 1 人あたりの持ち授業時数を考慮し必要な教員数を配置すること。
  - (5) 通級指導を実施するすべての高等学校への複数の教員を配置すること。
  - (6) 実習教員、寄宿舎教員、学校現業職員の配置改善を行うこと。
  - (7) いわゆる高校無償化、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）については、将来にわたっての安定的な財源を確保すること。また、いわゆる給食無償化については物価高騰等に対応した金額の変更を行うこと。  
高校無償化にあたり、私立との格差解消にむけ公立高校の施設整備・改善のための予算を措置すること。
  - (8) 高等学校での 35 人学級の早期実施とさらなる少人数学級の実現による教職員定数改善を行うこと。また、定時制高等学校における 20 人以下学級の実現による教職員定数改善を行うこと。
  - (9) 外国にルーツのある子どもの受け入れ態勢を整備すること。
  - (10) 少数職種の新採用短時間勤務者を円滑に配置できるよう措置するとともに、処遇改善にむけ関係省庁に働きかけること。
5. 「令和 6 年能登半島地震・豪雨」からの復興、被災児童生徒の学びの保障にむけた措置を継続的に行うこと。
6. 教育予算の確保を行うこと。その際、関係機関との連携をはかること。
- (1) ICT 環境整備については、ソフトウェア費、保守・有償保証費、光熱費などの予算措置をはかること。同時に、社会的インフラとして、自治体単位での情報アクセス環境の整備にむけた予算を確実に措置すること。

- (2) 「学校の ICT 環境整備 3 か年計画(2025～2027 年度)」を確実に推進すること。
- (3) 高等学校の「一人 1 台端末」について国庫負担とすること。当面、自治体において地方財政措置の予算化がはかれるよう指導・助言すること。
- (4) 小学校・中学校における 35 人学級編制のための教室整備に十分な予算措置を行うこと。また、改正バリアフリー法にともなう施設設備改善にむけ、予算化をはかるよう総務省・自治体にはたらきかけること。
- (5) 学校給食衛生管理の基準を遵守するため、給食調理場の空調設備などの改善充実並びに人員配置のための予算措置を行うこと。
- (6) 幼稚園においては、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」をふまえた 1 学級の幼児数となるようさらなる改善を行うとともに、養護教諭等の配置を行うこと。  
また、子ども子育て支援制度による処遇改善状況について調査し、改善がはかられていない場合には速やかに是正すること。
- (7) 改正労働衛生基準をふまえ、自治体が学校に休憩室等を設置する予算措置を講じ、設置を推進すること。
- (8) 学校施設等の開放事業において、必要となる施設整備・修繕費についても予算措置を行うこと。
- (9) 大学授業料の軽減と授業料免除対象者の拡大と大学生に対する給付型奨学金の拡充等を行うこと。
- (10) 定時制・通信制高等学校における就職支援員や日本語指導員などの人員配置を講ずること。また、夜間学校給食法の趣旨をふまえ夜食費について無償とすること。当面、補助を復活させること。
- (11) 東日本大震災の「被災児童生徒就学支援等事業」について、引き続き全額国庫負担支援による十分な就学・修学支援に必要な予算確保をはかること。また、「地震・津波被災地域」についても、「原子力災害被災地域」と同様の支援内容とすること。
- (12) 大規模災害により就学・修学が困難な子ども対象の「被災児童生徒就学支援等事業」について引き続き継続すること。
- (13) 就学援助制度の拡充、特別支援教育就学奨励費の増額及び支給対象を高等学校まで拡大するとともに要件の緩和をすること。
- (14) 次期学校図書館整備計画を策定すること。26 年度までとなる「第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画」について、予算化をはかり確実に実施するよう総務省・自治体にはたらきかけること。
- (15) 教職員の勤務実態と職務の複雑、困難及び責任の度の高まりに即した給与改善のための予算措置を行うこと。事務職員等の時間外勤務手当について給与費 7%を財源措置すること。
- (16) 教職員の退職手当に係る調整額区分の適用改善をはかること。
- (17) 臨時・非常勤教職員について、国公実態や地方公務員法等及び労基法・同一労働同一賃金等をふまえ、処遇を改善すること。
- (18) 国立大学法人運営費交付金の増額と教育・研究の自由が確保される公平・公正な配分、ゆたかな私学教育のための私学助成を拡充すること。
- (19) 物価高騰に見合った、光熱費、給食食材費及び運搬その他にかかる諸費、教材費、就学援助等の予算を確保すること。

以上